



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

会社名 住友林業株式会社
代表者名 取締役社長 矢野 龍
(コード番号 1911 東証・大証第一部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 武藤 英太
(TEL : 03-3214-2270)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 69 期定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式が、株式等振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものです。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)については、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされています。

- ① 当社定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の加除等、所要の変更を行うものです。
- ② 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものです。
- ③ 上記のほか、条文の削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

(2) 現行定款第2条(目的)については、新規事業分野への展開等に対応するため、事業目的の加除を行い、併せて、表現の一部変更及び号数の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～9 [省 略] 10. 鉱油、自動車用品、室内装飾品、家庭用電気製品、<u>食料品</u>、<u>衣料品</u>及び日用雑貨品の販売並びに古物売買業 11. <u>愛玩動物の飼育及び販売</u> [新 設] 12～14 [省 略] 15. スポーツ、<u>宿泊</u>、<u>医療</u>の各施設並びに遊技場、レストランの経営 16～17 [省 略] 18. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 19～22 [省 略] [新 設] 23～24 [省 略]</p>	<p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～9 [現行どおり] 10. 鉱油、自動車用品、室内装飾品、家庭用電気製品、<u>飲食料品</u>、<u>衣料品</u>、<u>日用雑貨品</u>、<u>酒類</u>、<u>煙草</u>、<u>郵便切手</u>及び<u>収入印紙</u>の販売並びに古物売買業 [削 除] 11. <u>木質系燃料の製造及び販売並びに電力の供給</u> 12～14 [現行どおり] 15. スポーツ、<u>宿泊</u>及び<u>医療</u>の各施設、<u>遊技場</u>、<u>レストラン</u>並びに<u>コンビニエンスストア</u>の経営 16～17 [現行どおり] 18. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、<u>住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ</u>及び生命保険の募集に関する業務 19～22 [現行どおり] 23. <u>医薬品の調剤及び販売</u> 24～25 [現行どおり]</p>
<p><u>第7条(株券の発行)</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p>	<p>[削 除]</p>
<p>第8条 [省 略]</p>	<p>第7条 [現行どおり]</p>
<p>第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は100株とする。 <u>当社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</u></p>	<p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。</p>
<p>第10条(単元未満株式についての権利) 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u></p>	<p>第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式に</p>

<p>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1～3 [省 略]</p>	<p>について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1～3 [現行どおり]</p>
<p>第11条 [省 略]</p>	<p>第10条 [現行どおり]</p>
<p>第12条 (株券の種類)</p> <p><u>当社の発行する株券の種類については取締役会の決議をもって定める。</u></p>	<p>[削 除]</p>
<p>第13条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第14条～第40条 [省 略]</p>	<p>第12条～第38条 [現行どおり]</p>
<p>第41条 (剰余金の配当)</p> <p>当社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>	<p>第39条 (剰余金の配当)</p> <p>当社は株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p>
<p>第42条 (中間配当)</p> <p>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第40条 (中間配当)</p> <p>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第43条 [省 略]</p>	<p>第41条 [現行どおり]</p>

[新 設]	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u></p> <p><u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u></p> <p><u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>
-------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日（火曜日）

以 上